

所沢都市計画生産緑地地区の変更（所沢市決定）

- 1 所沢都市計画生産緑地地区中第53-2号生産緑地地区ほか4地区を次のように変更する。
- 2 所沢都市計画生産緑地地区中第88号、第126-2号、第128号、第181号、第184号、第302号、第361号、第362号、第367号、第384-2号、第402号及び第403号を廃止する。

名 称			面 積	備 考
第	53-2	号生産緑地地区	約 0.13 ha	区域のみの変更
第	126-1	号生産緑地地区	約 0.87 ha	
第	137-5	号生産緑地地区	約 0.19 ha	
第	185	号生産緑地地区	約 0.08 ha	
第	389-1	号生産緑地地区	約 0.43 ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び既決定の生産緑地地区に隣接する農地の新たな指定により、所沢都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。